

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

施策展開の方向性①

きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります

【施策の必要性】

教育を行うに当たっては、障害の有無を問わず、全児童・生徒が学習内容を理解し、授業に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごせることが重要です。

こうした考えの下、児童・生徒に、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、主体的に学習できる力を育成するためには、教員が一人一人の学習における課題を把握するとともに、個に応じた指導や習熟度別指導などきめ細かく指導を行うことが重要です。

特に都立特別支援学校では、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、もてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことで、基礎的な学力を伸ばしていく必要があります。

また、児童・生徒自身が自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立てるとともに、その達成に向かって努力し続ける意欲・態度を身に付けることが大切です。

東京都教育委員会は、義務教育の質的な向上に向けて、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るための基盤を整備するとともに、区市町村教育委員会に対し、児童・生徒の学力向上への適切な支援を行う必要があります。また、就学前教育の充実を図るとともに、就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図る取組を推進し、小学校と幼稚園・保育所等の就学前施設の双方が子供の成長を共有した指導の工夫を行うための支援を行うことも重要です。

さらに、高等学校においては、義務教育段階の学力の定着が十分ではなく、高等学校の授業が理解できない生徒が一部にみられることから、個に応じた学習を実施するなど、高校生に求められる基礎学力の確実な定着とその一層の向上を図るため、組織的・計画的な取組が必要です。

1 小学校・中学校における基礎学力の定着（指導部・人事部）

(1) 児童・生徒の学力向上を図るための調査

ア 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施

(ア) 調査の目的

東京都の児童・生徒の学びに向かう力等に関する意識及び学校の指導方法等を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、各学校の教育指導の充実や組織的な授業改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、児童・生徒の学力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

(イ) 調査方法・内容

- a 児童・生徒の学びに向かう力等に関する意識をウェブシステムにより調査する。
- b 学校の指導方法等をウェブシステムにより調査する。

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

(ウ) 調査対象

小学校第4学年から中学校第3学年までの児童・生徒

※義務教育学校第4学年から第9学年までの児童・生徒及び中等教育学校第1学年から第3学年までの生徒も含む。

イ 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果等についての活用支援プログラム等の作成・配布及び説明会の開催

調査の集計結果に加え、本調査の結果と全国学力・学習状況調査の結果及び東京ベーシック・ドリルや定期考査等の学校で作成したテスト結果等とを関連付けて分析することができる「調査結果活用支援プログラム」を作成し、配布するとともに、調査の集計結果及び授業改善に向けた結果の分析方法等に関する説明会を全区市町村教育委員会の指導主事等を対象に開催する。

ウ 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果分析及び家庭学習の充実に関する保護者向け資料の作成・配布

調査委員会を設置して「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果分析を行うことにより、発達段階に応じた効果的な学習の進め方を明らかにするとともに、家庭における学習習慣の形成や学習の進め方の工夫について、保護者向けに分かりやすく説明した資料を作成し、区市町村教育委員会を通して、各家庭に周知する。

エ 授業改善推進拠点校における授業改善を組織的に推進するモデルの研究・開発

「調査結果活用支援プログラム」を活用しながら、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を全国学力・学習状況調査の結果等と関連付けて分析し、指導と評価の一体化による授業改善を組織的に推進する取組を実践的に研究・開発し、その成果を全都に普及する。

(2) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

東京都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置することにより、都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化する。

(3) 都及び国の学力調査結果を生かした授業改善推進プラン等を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校等において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した授業改善推進プラン等を各区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させる。

また、各学校は、児童・生徒、保護者、地域の方々及び都民に授業改善推進プラン等を積極的に公開することで、学校教育への理解と協力を求め、学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の学力向上を図る。

(4) 小学校教科担任制等推進事業

都内公立小学校10校を「小学校教科担任制等推進校」に指定し、小学校高学年における専門性の高い教科指導の実現及び中学校教育への円滑な接続を図るとともに、発達段階に応じた指導体制を構築し、学年・専科のまとまりでより多面的・多角的な児童理解の促進を図るなど、学校全体の指導体制の転換を図る。

ア 専門性の高い教科指導の実現及び中学校教育への円滑な接続の推進

- イ 複数の教員による多面的・多角的な児童理解を促進し、学年・専科のまとまりによる組織的な生活指導を実践
 - ウ 個別最適化された学びの実現に向けた、デジタル技術を活用した指導の在り方を開発
 - エ 積極的に地域や関係諸機関等との連携を図り、地域人材等を活用した指導の在り方を開発
 - オ 児童・教員・校長へのアンケート調査等による成果検証、研究成果の全都的な発信及び普及
- (5) エデュケーション・アシスタント配置支援事業
区市町村教育委員会が、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員を配置する際の任用費用を補助することにより、授業の質の向上、教員の負担軽減及び学校の組織体制の充実を図る。
- (6) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供
児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援する。
- (7) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進
「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、小学校算数、中学校数学での効果的な習熟度別指導及び中学校英語での効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。
- (8) 「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用
「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフト（令和2年4月改訂）を、放課後の補習や家庭学習でも活用し、一人一人の学習状況に応じた支援の一層の充実を図る。
- (9) 学力格差解消に向けた取組
児童・生徒の学力に課題を抱える公立小・中学校を対象に、学力向上に関する取組を活性化するために教科指導や補習などを行う教員を配置する。

2 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）

- (1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実
就学前教育カンファレンスを開催し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、小学校と就学前施設の双方が子供の成長を共有し、それを踏まえた指導の工夫を図ることができるよう支援することで、小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実を図る。
- (2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続
就学前教育及び小学校教育のより一層の充実を図るために、モデル地区として指定した3地区と合同で、次の取組を進める。
- ア 5歳児から小学校低学年までをひとまとまりとした教育課程の研究・開発及び検証
 - イ 非認知的な能力の育成に関する内容の研究・開発及び検証
 - ウ 教育と福祉の連携による幼児の資質・能力の育成に関する内容の研究・開発及び検証

3 高等学校における学力の確実な定着（指導部）

- (1) 「都立高校学力スタンダード」活用事業の推進
進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制高校、通信制高校以外の全都立高等学校に

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

よる、自校の学力スタンダードの作成及び学力スタンダードに基づく学習指導の実施

ア 「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行う。また、指導と評価のPDCAサイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る。

(ア) 「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成し、自校のホームページに掲載

(イ) 学力スタンダードに基づく組織的な学習指導体制の確立

(ウ) 学力スタンダードに基づく各教科・科目の指導計画・報告書の作成

(エ) 学力スタンダードに基づく指導と評価の実施

(オ) 各校独自の学力調査の実施と分析

イ 学力向上データバンクの活用

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、「都立高校学力スタンダード」に基づいた生徒の学力の定着状況を把握するための標準問題を蓄積する。これまでに作成した標準問題を、各校が共通で利用することができるデータバンクに登録し、各校独自の学力調査問題の作成に資する。

(ア) これまでに作成した「都立高校学力スタンダード」に基づいた標準問題の登録

(イ) 各校独自の学力調査結果の分析による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施及び学習指導方法の改善

(2) 「学びの基盤」プロジェクトの実施

都立高校生の学びの基盤となる資質・能力の向上を目的として、研究協力校6校を指定し、各研究協力校において、各種調査に基づく授業改善、研究授業、校内研修等に取り組むなど、効果的な指導方法等に関する研究を行う。

(3) 「校内寺子屋」の推進

ア 令和4年度に指定した都立高等学校30校において、生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に外部人材を活用し、年間215時間程度の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

4 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 通信制高校におけるデジタル環境の整備

通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、デジタルを活用した学習環境を整備する。

(2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）

高等学校通信制課程等の生徒に対し、学校とNPO等が連携して、日常の生活の中でよりどころとなる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流

等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

5 特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実（指導部）

(1) 特別支援学校の授業改善推進プランの効果的な活用推進

各特別支援学校の準ずる教育課程における授業改善に向けた視点を明確にした授業改善推進プランの作成と効果的な活用を推進する。

(2) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上

地域の小学校、中学校及び都立高校等を「授業研究連携校」に指定し、オンライン会議等を活用しながら小学校、中学校、都立高校等と連携した授業研究及び授業改善の取組を推進する。

特別支援学校の準ずる教育課程の教科担当教員が、小学校、中学校、都立高校等の各教科等の研修会に参加し、小学校、中学校、都立高校等の教科指導の実践に触れる機会を充実させる。

6 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実（都立学校教育部・指導部）

(1) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援

ア 小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

令和3年4月に全公立小・中学校に設置が完了した特別支援教室の運営に関する区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。

イ 小・中学校の通常の学級における支援の充実

区市町村において、発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で学ぶ際の支援を行う発達障害教育支援員の配置を充実する場合や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材を配置する場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる環境づくりを促進する。

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会の特別支援教室巡回運営指導員が、特別支援教室を設置する学校に直接訪問して各校の取組や運営状況を把握し、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介などにより、特別支援教室の適切な運営を支援するなど発達障害教育のより一層の充実を図る。

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ア) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒に対して、障害の状態に応じた指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。

(イ) 各都立高等学校において、在籍する発達障害のある生徒への支援を充実させ、通級による指導について円滑な運営を図るため、都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの活用により学校への支援を促進する。

(2) 学校におけるインクルージョンに関する研究

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村と連携し次の取組を行う。

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流・共同学習や早期からの就学支援など、先駆的な取組を行う区市町村を支援し実践的研究を行う。

イ 区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、実践的研究の情報を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討する。

ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットの作成等により、特別支援教育についての普及啓発を図る。

7 島しょにおける教育活動の充実（都立学校教育部）

(1) デジタル環境の更なる活用による教育活動の充実

島しょ地区の高校は島外とは海を隔てていることから、学校外における学習活動の機会が制約されてしまうことや島外の高校との交流や大学、企業等と連携した教育活動が困難であること等の課題がある。こうしたことから、令和4年度においては、島しょ地区の一部の学校をモデル校として以下の取組を実施し、効果検証等を行う。

ア ウェブ会議システムの導入により、島外の高校や大学等の高等教育機関、研究機関などと連携し、教育活動の充実に向けた取組を推進する。

イ 情報端末を活用し、学校・家庭を通じた効果的な学習の実現に向けた調整を行う。

(2) 島外生徒の受入れの促進

ア 神津島村（神津高等学校）では生徒が村運営の寮に入居する形式により、八丈町（八丈高等学校）では地元住民宅でのホームステイ又は保護者との転住により、島外生徒を受け入れており、引き続き島外生徒の受入れを進めていく。また、新島においても受入れ促進を目的として学校見学会を実施する。

イ 他の島しょの町村についても、各町村の意向等を踏まえながら、島外生徒の受入れに向けた検討・調整を行っていく。

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（指導部・地域教育支援部）

(1) 「地域未来塾」の促進

ア 実施地区の拡充

地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」について、担当者会など様々な場を通じて、事業の目的や成果について働き掛けを行うなど、区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。

イ 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例、多様な運営方法や効果的な運営方法の好事例についてまとめた「地域学校協働活動ハンドブック」等を活用し、情報提供を行うとともに、区市町村における放課後等の学習支援の充実を図る。

(2) 「スタディ・アシスト事業」の実施

ア 実施地区の拡充

学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援を、平成30年度から令和3年度までモデル実施し、令和4年度からは「地域未来塾」の実施

地区において実施している。

イ 情報提供の充実

「地域学校協働活動ハンドブック」等を活用し、進学を目的とした学習支援の効果や効果的な運営方法等について情報提供を行うとともに、区市町村における進学支援の取組の充実を図る。

(3) 「校内寺子屋」の推進（再掲）

ア 令和4年度に指定した都立高等学校30校において、生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間215時間程度の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

施策展開の方向性②

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します

【施策の必要性】

これからの変化の激しい時代を生き抜き、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するには、知識・技能の習得に加え、他者と協働しながら課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等及び主体的に学習に取り組む態度を育むことが不可欠です。そして、社会が直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をより良いものにしていくのか、児童・生徒が自ら考えられるようにしなければなりません。

児童・生徒のこうした資質・能力を育成していくためには、アクティブ・ラーニングによる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、質の高い授業を展開していくことが、全ての教員に求められています。

さらに、カリキュラム・マネジメントを通して、学校全体の取組として、質の高い「深い学び」を引き出していくことが重要です。

1 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進（指導部）

(1) 環境教育の推進

近年の環境課題について取り上げた掲示資料・ワークシート・指導資料等の教材を作成し、児童・生徒の環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の更なる育成を図る。

2 授業改善に資する研究・研修の推進（指導部）

(1) 「教育研究員」の実施

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

各教科等に関する内容、指導方法等の実践的研究を通して、都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を養成することにより、東京都の教育の質の向上に資する。

(2) 「東京都教育委員会研究推進団体」認定事業の実施

都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性を育成するための研究活動等を通して教員の指導力向上に資するため、都教育委員会研究推進団体を認定し、研究活動の促進、研究成果の普及等の支援を行う。

(3) 地域人材・資源活用推進事業

児童・生徒に、これからの時代に求められる資質・能力を育むため、外部人材・地域資源を有効に活用しながらカリキュラム・マネジメントを推進する「地域人材・資源活用推進校」を17校（小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校）指定し、以下の取組を行う。

ア 教科等横断的な視点によるカリキュラム・マネジメント

各教科等の関連付けを図った教育課程の編成や、各教科等・学年を越えた組織運営の改善等、教科等横断的な視点で組織的に取り組む。

イ 多様な教育課題への取組

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編に示された現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容を参考に各校の実態に合わせ、取り組む。

ウ 授業改善の取組

各教科等の見方・考え方を生かし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むとともに、学習指導要領を踏まえた体系的な指導計画を立案し、授業を行う。

3 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進（指導部）

(1) 地域探究推進事業

探究的な学びを通じて、地域の課題を発見しその解決を図ることにより、新しい時代に求められる資質・能力を育み、将来、地域で活躍する人材の育成を目指す。自治体や大学、企業等によるコンソーシアム等を構築し、探究学習と各教科の学習を関連付けた特色ある教育活動を実践する。

(2) 都立高校等における探究的な学びの充実事業

都立高等学校等における「総合的な探究の時間」を中心とした探究的な学びにおいて、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図るため、各学校における外部人材を活用した指導を支援する。